

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 広島県 |
| 3. 市区町村名 | 三次市 |
| 4. 届出番号 | 6 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 85の2-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido_3.html |

執行機関名 三次市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの | 三次市定住住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第240号)による定住住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 61の2 | |
| ③番号法別表第2の項 | 85の2 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第8の項 三次市定住住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第240号)による定住住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第73号)第1条 | 三次市定住住宅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第240号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、 <u>中堅所得者等</u> の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、 <u>優良な賃貸住宅の供給の拡大</u> を図り、もって <u>国民生活の安定と福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。 | 第1条 この条例は、市が補助事業によらないで建築し、又は取得した住宅により、 <u>人口の増加及び定住</u> を図り、 <u>地域の活性化の増進</u> に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 三次市定住住宅設置及び管理条例 三次市定住住宅設置及び管理条例施行規則 |